

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

—

○認証食品の認証

（食産業振興課）

—

○建設業許可の取消し

（事業管理課）

—

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

—

選挙管理委員会

○丸森町長選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決（二件）

—

告 示

○宮城県告示第三百四十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|------------|-------------------------------|---------------|------------------|----------------|
| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
| 〇四二五二〇〇八一三 | ハィモ二丁 仙台市宮城野区西宮 城野九番十六号 | 共同生活介護 | 特定非営利活動法人シャロームの会 | 平成二十三年 五月一日 |

○宮城県告示第三百四十五号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品

を次のとおり認証した。

平成二十三年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

| 認証番号 | 品 目 | 申請者の氏名 | 製造業者の名称 | 製造所等の所在地 |
|------|-----------|---------------------------|-------------|---------------------|
| 一九九十 | 乾のり・焼きのり | 株式会社渡辺海苔店 代表取締役 渡邊与志政 | 株式会社渡辺海苔店 | 本吉郡南三陸町志津川字沼田一五〇・三一 |
| 二九九十 | 乾（干し）魚介藻類 | 株式会社和田商店 代表取締役社長 和田俊一郎 | 株式会社和田商店 | 牡鹿郡女川町浦宿浜字小屋ノ口一六五 |
| 五十四十 | あられ類 | みやぎのあられ株式会社 代表取締役 石田定克 | みやぎのあられ株式会社 | 巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田五一 |

二 認証年月日

平成二十三年四月二十日

○宮城県告示第三百四十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日
平成二十三年五月二日
- 二 商号又は名称等

| 商号又は名称及び代表者の氏名 | 主たる営業所の所在地 | 建設番号 | 申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類 | 受付年月日 |
|----------------|------------------|---------------|--------------------------------|----------------|
| 遠藤 浩 | 遠田郡涌谷町涌谷字黄金山六・二十 | 般七千二百一十二号 | 一般建設業 土木工事業 土工事業 土工事業 | 平成二十三年 四月四日 |
| 有限会社工藤建 | 加美郡加美町字鹿原谷地袋九 | 般一十九万二千五百八十九号 | 全部建設業 土木工事業 大土工事業 | 平成二十三年 四月四日 |

| | | | | |
|---------------------------|----------------------|-------------------------|--------------------------|----------------|
| 株式会社仙台技 術サービス 齋藤 重則 | 仙台市宮城野区五輪一 丁目八・三 | 般、二十二 第一万三千百 六十二号 | 全部廃業 一般建設業 とび・土工事業 | 平成二十三年 四月四日 |
| 鈴木 建策 鈴木 敏 | 栗原市鶯沢南郷上川久 保一・二十八 | 般、二十一 第一万七千三 百十五号 | 全部廃業 一般建設業 大土工事業 | 平成二十三年 四月七日 |

三 許可取消しの原因
建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定によ
り、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十三年五月十日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 慶 一

一 日 時 平成二十三年五月十七日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について

2 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に於て
行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十八号

平成二十二年十二月十九日執行の丸森町長選挙に係る当選の効力に関し、伊具郡丸森町字上滝西四
十四番地 渡辺政巳から申立てのあった審査申立てについて、当委員会は、平成二十三年四月二十七
日次のとおり裁決した。

平成二十三年五月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

裁 決 書

宮城県伊具郡丸森町字上滝西44番地
審査申立人 渡 辺 政 巳（57歳）

審査申立人（以下「申立人」という。）から平成23年2月4日付けで提起された平成22年12月19日執
行の丸森町長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、
宮城県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

申 立 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 申 立 て の 要 旨

申立人は、平成22年12月19日執行の本件における当選の効力に関し、同年12月27日に丸森町選挙管
理委員会（以下「町委員会」という。）に対して異議の申出をしたところ、町委員会は、平成23年1月
24日にこれを棄却する決定をした。

申立人は、これを不服として、平成23年2月4日、当委員会に対し、この裁決を取り消し、当選人
の当選を無効とするの裁決を求めたものであり、その理由を要約すると次のとおりである。

投票日当日に当選人本人が選挙運動を行っており、公職選挙法第129条（選挙運動の期間）の違反に

おたることから、当選人の当選は無効である。

また、丸森町選挙管理委員会は警察及び裁判所に公職選挙法違反であるかどうか確認すべきであり、判断を求め審査すべきである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てが要件を備えているため、適法と認めて受理し、町委員会から弁明書を提出させ、申立人からは反論書の提出を受けた。

また、町委員会に対し、本件選挙に係る関係書類の提出を求め、審査を行った。

1 まず、公職選挙法第206条及び第207条に規定する当選の効力に関する争訟において当選無効となる違法事由は、「当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続きの違法、各候補者の有効投票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるもの。」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)と解されており、申立人の主張は当選無効原因のいずれにも該当しない。

2 また、公職選挙法第251条においてその罰則に該当する行為につき有罪判決が確定することによりその当選を無効とする旨が定められていることから、当選人の違反行為の有無及び罰則の該当についての認定判断は、「専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられていくものと解すべきであり、仮に当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪(但し、公職選挙法第251条所定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない。」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)と解されている。

3 さらに、仮に当選人の行為が公職選挙法の罰則に該当する行為であったとしても、「当選人が公職選挙法第251条により刑に処せられる等のことのない以上、それがために当然に、当選人の当選が無効となるものではない。」(昭和30年5月20日最高裁判所判決)と解されている。

即ち、当選の効力に関する争訟において当選人らの行為が申立人の主張する選挙犯罪に該当するか否かを審理判断し、これを理由に当選を無効とすることはできないものである。

よって、申立人の主張は当選無効となる違法事由に該当せず、申立人の主張を認めることはできない。

4 以上のとおり、申立人の主張する当選無効の審査申立は全て理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成23年4月27日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一
委員 吉田 幸彦
委員 川村 武
委員 佐々木 とし子

○加賀川町長選挙区
平成二十三年四月二十七日
宮城県選挙管理委員会
委員長 佐藤 健一
委員 吉田 幸彦
委員 川村 武
委員 佐々木 とし子

加賀川町選挙管理委員会

委員長 渡辺 政一

裁 決 書

宮城県伊具郡丸森町字上滝西44番地
審査申立人 渡辺 政一(57歳)

審査申立人(以下「申立人」という。)から平成23年2月4日付けで提起された平成22年12月19日執行の丸森町長選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、宮城県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 申 立 て の 要 旨

申立人は、平成22年12月19日執行の本件における当選の効力に関し、同年12月27日に丸森町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対して異議の申出をしたところ、町委員会は、平成23年1月24日にこれを棄却する決定をした。

申立人は、これを不服として、平成23年2月4日、当委員会に対し、この裁決を取り消し、当選人

の当選を無効とするとの判決を求めたものであり、その理由を要約すると次のとおりである。

- 1 告示前に申立人の関係者が警察より警告を受けた。
- 2 申立人陣営が相手陣営にも同様の警告を行うよう警察に依頼をしたが、相手陣営は一向に止まらなかった。このことは、不公平な選挙である。
- 3 警察に情報提供を求め、不公平な選挙であることを明確にすれば、当選人の当選は無効である。
- 4 また、丸森町選挙管理委員会は公平な選挙が行われなかったかどうか論じる必要があった。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てが要件を備えているため、適法と認めて受理し、町委員会から弁明書を提出させ、申立人からは反論書の提出を受けた。

また、町委員会に対し、本件選挙に係る関係書類の提出を求め、審理を行った。

1 まず、公職選挙法第206条及び第207条に規定する当選の効力に関する争訟において当選無効となる違法事由は、「当選人決定についての違法即ち当選人を決定した機関の構成や決定手続きの違法、各候補者の有効投票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるもの。」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)と解されており、申立人の主張は当選無効原因のいずれにも該当しない。

2 また、公職選挙法第251条においてその罰則に該当する行為につき有罪判決が確定することによりその当選を無効とする旨が定められていることから、当選人の違反行為の有無及び罰則の該当についての認定判断は、「専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪(但し、公職選挙法第251条所定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実的に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない。」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)と解されている。

3 さらに、仮に当選人の行為が公職選挙法の罰則に該当する行為であったとしても、「当選人が公職選挙法第251条により刑に処せられる等のことのない以上、それがために当然に、当選人の当選が無効となるものではない。」(昭和30年5月20日最高裁判所判決)と解されている。

即ち、当選の効力に関する争訟において当選人らの行為が申立人の主張する選挙犯罪に該当するか否かを審理判断し、これを理由に当選を無効とすることはできないものである。

よって、申立人の主張は当選無効となる違法事由に該当せず、申立人の主張を認めることはできない。

4 以上のとおり、申立人の主張する当選無効の審査申立は全て理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり判決する。

平成23年4月27日

宮城県選挙管理委員会

- 委員長 佐藤 健一
- 委員 吉田 幸彦
- 委員 川村 武
- 委員 佐々木 とし子